

令和7～10年度「広報うみ」印刷製本等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

宇美町役場 シティプロモーション課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7～10年度「広報うみ」印刷製本等業務

(2) 業務の目的

町行政の現状及び施策等を広く町民の方々に周知し、理解と協力を得るため、「伝わる」を念頭に置いた、分かりやすく、デザイン性に優れた宇美町広報誌を発行する。

(3) 業務内容

別添「令和7～10年度「広報うみ」印刷製本等業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)記載のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年(2029年)3月30日(金)まで

2 予算額

32,683,000円(消費税及び地方消費税含む)

※予算額は、広報うみ(A4版24ページ4色(フルカラー):15,700部×12月+15,750部×12月+15,800部×12月 消費税及び地方消費税含む)にて算定したもの。

※契約時の予定価格を示すものではなく、上記算定方法による本業務の規模を提示するもの。

※部数についても、発行確定数を表すものではない。

※当該予算額は、本業務に係る必要経費のすべてを含むものとする。

3 公募型プロポーザル方式の採用理由

本業務は、町が行っている施策などの情報だけでなく、町に愛着と誇りを持てるような出来事や取組を町民の方々へ伝える重要な役割を担っている「広報うみ」の編集・印刷・製本を行う。

相手に「伝わる」ことを念頭に置き、正しい情報を正確に伝えることに加え、一月で1冊を完成させるスピーディーさも求められるため、本業務の実施に際しては、他市町村において広報誌印刷製本等業務の受注実績があり、本業務に関し専門的な知識、技術を持った事業者が実施することが望ましいと言える。

本業務の目的を達成するため、レイアウト、デザイン等が調和した実績に基づく創意工夫ある提案及び見積額を、総合的に比較、検討するため、公募型プロポーザル方式により、受注業者を選定する。

4 契約の方法

(1) 契約の締結

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、公募型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約を行う。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に、宇美町契約規則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 5 号）第 26 条の規定に基づき、契約保証金（契約額の 10/100 以上）を納付しなければならない。

ただし、同規則第 27 条の規定に該当する場合は、免除とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 安定的、かつ、健全な財政能力を有すること。

(2) 令和 7 年 12 月 18 日現在、宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱（平成 21 年宇美町告示第 43 号）に基づく、令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿に記載があり、物品等の登録があること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない、又はされていない者であること。

(5) 次の者に該当するものでないこと。

ア 代表者及び役員等が暴力団（宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、又は暴力団員が経営に事実上参加しているもの

イ 暴力団員を雇用しているもの

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有しているもの

(6) 参加表明書及び企画提案書の提出期限の日において、宇美町から指名停止又は指名回避の措置をなされている者でないこと。

(7) 国税及び地方税等を滞納している者ではないこと。

(8) 令和 8 年 3 月 31 日以前 5 年以内に、本業務と同等の業務（広報誌等印刷製本等業務）を地方公共団体から受注し、印刷製本等業務の実績があること。

(9) 直近に確定した決算の決算日において、過去 2 年以上の営業経歴を有すること。

(10) 本業務を履行するに当たり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。

6 契約までのスケジュール

内容	日程
公募及び受付開始	令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) 13 時
質疑書受付期限	令和 7 年 1 2 月 5 日 (金) 17 時
質疑回答	令和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水)
参加表明書等受付期限	令和 7 年 1 2 月 1 9 日 (金) 17 時
見積書及び提案書、見積辞退届提出期限	令和 8 年 1 月 9 日 (金) 17 時
プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)
優先交渉権者決定	令和 8 年 1 月 2 0 日 (火)
契約締結日	令和 8 年 1 月 2 0 日 (火) 以降
「広報うみ」4月号発行	令和 8 年 4 月 1 5 日 (水)

7 本プロポーザルに関する質疑の受付及び回答

(1) 受付方法

質疑書(様式第1号)に、質疑内容を記載の上、電子メールで事務局に提出すること。また、送信時の電子メールタイトルは、「「広報うみ」印刷製本等業務質問」とし、電子メール送信後に必ず事務局に電話連絡し、質疑書到達を確認すること。

なお、その他の方法での質疑は一切認めないものとする。

(2) 受付期間

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) 1 3 時 から 同年 1 2 月 5 日 (金) 1 7 時まで

※期限を過ぎた質疑には、回答を行わないものとする。

(3) 回答方法

令和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水) までに、宇美町公式ホームページで公表する。

※質疑のうち、意見表明と解されるもの、内容が不明瞭なものについては、回答を行わない場合がある。

8 参加表明書の提出

参加を表明する事業者は、次の各号に掲げる内容に従い、参加表明書等必要書類を事務局へ提出すること。

なお、必要書類の提出がなかった者の参加は認めない。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第2号） 1部
※本店所在地、商号及び代表者資格氏名その他必要事項を記入し、実印を押印すること。（すべて登記事項証明書上のものとする。）
- イ 会社概要（様式第3号） 1部
- ウ 会社概要参考資料（様式任意） 1部
※会社案内、パンフレットなど
- エ 納税証明書（国税・県税・市町村税）（原本）

(2) 参加表明書等必要書類の受付期間

令和7年11月21日（金）13時 から 同年12月19日（金）17時まで

9 見積書及び企画提案書、見積辞退届の提出

(1) 見積書

見積書は、「令和7～10年度「広報うみ」印刷製本等業務 見積書（様式第4号）」を使用し、仕様書に基づき、「広報うみ」A4版 24ページフルカラーの1部当たりの単価について、税抜きの金額を記入すること。（部数は、現在15,600部だが今後50部単位での増減の可能性あり。

「2 予算額」の部数を参考に、1部あたりの単価を算出すること）

見積書は封筒に入れ、開封口及び継ぎ目に割り印をして提出すること。

(2) 企画提案書

本プロポーザルに参加する者は、仕様書に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書を作成すること。

ア 企画提案書の記載事項

- ① 企画提案書鑑（様式第5号）
- ② 会社概要（様式第3号）
- ③ 基本方針 広報誌作成に対する基本的な考え方（様式任意）
- ④ レイアウト案

※原稿などはホームページでの公表及び参加表明書提出時に貸与。

「表紙」（フルカラー）…特集記事の内容を読みたくなるような写真やタイトルを使用して、手に取ってもらえるものとする。

「特集」（フルカラー）…単なる町からの一方的なお知らせでなく、写真などを印象的に使用するとともに、インタビュー記事を掲載するなど、読みものとしてその後の広報を見てもらえるきっかけとする。

「宇美町からのお知らせ」（フルカラー）…町からのお知らせについて、表やイラスト、写真などを使用して作成している。

「まちの案内板」（フルカラー）…町からのお知らせについて、文字だけでお知らせしている。「募集」「子育て・教育」「健康」「催し」「その他」など記事を分類ごとに分けて掲載している。

※これは現在の広報誌の作成方針と構成です。より良い構成についてアイデアがあれば提案してください。

- ⑤ 業務実施体制予定調書（様式任意）
- ⑥ 同種業務実績調書（様式第6号）
- ⑦ 事業概要（会社案内等の資料）
- ⑧ 企画提案書等添付書類チェック表（様式第7号）

イ 追加提案

当町が要求している以外に、有効な提案（用紙、規格、作成上の工夫、紙面の構成、記事内容、レイアウト等）があれば自由に提案すること。

ただし、今回の予算額の範囲内において実施するものとする。

ウ 参考資料の貸与

企画提案書の作成のため参考資料として、次の資料を貸与する。

なお、本資料は、企画提案書の提出とあわせて返却すること。

- ①「広報うみ」6か月分
- ②レイアウト案作成用の広報データ（CD-R 1枚）

（3）見積辞退届

見積を辞退する場合は、「見積辞退届（様式第8号）」を提出すること。

なお、見積辞退届の提出により不利益な扱いは行わない。

（4）提出方法

事務局まで直接持参又は郵送等により提出すること。郵送の場合は封筒に

「「広報うみ」印刷製本等業務関係書類在中」と記載すること。

（5）提出期限

令和8年1月9日（金）17時（必着）

※郵送の場合は提出期限内必着とする。

※期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

（6）提出先

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

宇美町役場 シティプロモーション課 まちの魅力推進係

（7）企画提案書の提出部数

- ・正本 1部、副本 7部 合計8部
- ・企画提案書をPDFデータなどにして、データを格納したCD-RもしくはDVD-R 1枚

(8) その他

- ア 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
- イ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ウ 本提案等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- エ 本提案等は、優先交渉権者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確認するものではない。

10 業者選定方法等

(1) 審査方法

見積金額、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も高い点数を得た者を優先交渉権者とする。この場合において、点数が同じ者が複数いるときは、見積額の安価な者を、優先交渉権者とする。

審査経過及び審査結果その他審査方法等に関する質問、異議申立ては、一切受け付けないものとする。

また、選定後に優先交渉権者が不適切と判断された場合は、契約を締結しない場合もある。この場合において、宇美町は損害賠償の責は追わないものとする。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和8年1月15日(木)

※詳細な時間は、別途通知する。

(2) 実施場所

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町役場 2階 大会議室(左)

(3) 出席者数

1事業者当たり、3人までとする。

(4) 所要時間

参加者当たり35分以内とする。なお、プレゼンテーションは15分以内とし、その後、質疑応答時間を20分程度設ける。

(5) 注意事項

ア 提案書に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。追加の資料は一切認めないものとする。

なお、パソコン等を使用した説明を行うことができる。プロジェクターやスクリーン、パソコンは町で準備する。説明に使用する企画提案書等のデータは、企画提案書提出時に提出されたCD-RもしくはDVD-Rのデータを使用することとする。

(6) 選定の評価項目

ア 見積金額

$10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$

※見積価格は、見積書の単価に、実施要領「2予算額」の部数をかけて算出する。小数点第2位を四捨五入した点数を本項目の評価点とする。

イ 企画提案書及びプレゼンテーション

企画提案書によるプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、選定審査員6名が審査項目ごとに評価点を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点とする。

(7) 結果の通知

プレゼンテーション等の審査後、当該結果について各事業者に通知する。

1.2 その他留意事項

- (1) 本件への参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。
- (3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) 情報公開請求があった場合は、宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成13年宇美町条例第17号）の規定に基づき情報を開示することがある。
ただし、参加者名、個人情報、企画提案内容については、すべて非公開とする。
- (5) 本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は宇美町に帰属する。

1.3 本プロポーザル担当事務局

- (1) 担当部署 宇美町役場 シティプロモーション課
まちの魅力推進係
- (2) 所在地 〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
宇美町役場 西館1階
- (3) 連絡先 TEL 092-934-2370（直通）
FAX 092-934-2371
E-MAIL kouho@town.umi.lg.jp